

第5 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4 25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について(法令解釈通達)のうち「改正前」欄に掲げるものを「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(適格合併等により移転を受けた減価償却資産の耐用年数)</u></p> <p><u>1 5 13 適格合併又は適格分割型分割により合併法人又は分割承継法人が被合併法人又は分割法人(以下1 5 13において「被合併法人等」という。)から受け入れた減価償却資産の耐用年数は、当該資産について定められている耐用年数省令別表に掲げる耐用年数による。ただし、被合併法人等が当該減価償却資産について省令第3条《中古資産の耐用年数等》の規定により算定した耐用年数を適用していた場合には、当該耐用年数によるのであるから留意する。</u></p>